



2024年12月16日

各 位

会 社 名 株式会社 トーシンホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼社長 石田 信文
(コード: 9444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理部経理担当部長 由比藤一真
(TEL. 052-262-1122)

2025年4月期半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、2024年12月16日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に規定する半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を東海財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる半期報告書

第39期(2025年4月期)半期報告書(自2024年5月1日 至2024年10月31日)

2. 延長前の提出期限

2024年12月16日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2025年2月14日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2024年12月13日付「第三者委員会設置のお知らせおよび2025年4月期第2四半期決算発表の延期および2025年4月期半期報告書の提出期限延長の申請検討に関するお知らせ」に記載のとおり、「携帯電話契約における顧客への還元(キャッシュ・バック)の一部が未精算、未計上である」旨の匿名通報メールを受け、キャッシュ・バックの一部が未精算、未計上になっており残高に誤謬が存在する可能性があること認識し、2024年10月より社内調査を開始しました。未精算であったと把握できたものから随時精算をしましたが、依然として店舗及び本社においてキャッシュ・バックに対する問い合わせ電話が継続している点や、当該キャッシュ・バックに係る会計処理方法について、第三者(弁護士および公認会計士)を交えた調査委員会の設置及び調査に基づく債務の網羅性及びキャッシュ・バックに係る会計処理について確認する必要があると会計監査人の判断を受け、当社は公正性を確保した調査が必要と判断し、第三者委員会を設置することといたしました。調査には、相応の日数を要することが見込まれ、また、同委員会の調査結果を踏まえて、会計監査人による追加的な監査手続き等が必要になることも見込まれます。

以上のことから、当社は、第39期(2025年4月期)半期報告書について、金融商品取引法第24条の5第1項の提出期限までに提出できないこととなりましたので、同半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を東海財務局に提出することとしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。